

☺承継の手続きに関するご案内☺

伊丹鴻池住宅の賃貸借契約については、契約者が亡くなられた場合、同居家族が契約をひきつぐ(承継)ことができます。契約の承継を希望する場合、改めて新しい賃貸借契約を結ぶ手続きが必要です。
 なお、新しい契約者は、死亡された元の契約者の債務、その他の義務を引き継ぎます。

1. 承継の申請に必要な書類

指定 様式	<input type="checkbox"/> 『伊丹鴻池住宅承継承認申請書』	
添付 書類	<input type="radio"/> 契約者の死亡が確認できる書類(※1)	(※1)住民票(除票)・戸籍謄抄本など。

2. (新)賃貸借契約に必要な書類

指定 様式	<input type="checkbox"/> 『賃貸借契約書』(2通)(※2) <input type="checkbox"/> 『連帯保証人情報カード』 <input type="checkbox"/> 『入居に際しての誓約書』 <input type="checkbox"/> 『給与支払証明書』 <u>該当される連帯保証人のみ</u> (※3)	(※2)・「賃貸借契約書」(2通)に契約者及び連帯保証人の記名、捺印してください。 ・印鑑は実印(印鑑登録した印鑑)を使用してください。 ・契約日は記入しないでください。 ・同居者は連帯保証人になれませんのでご注意ください。
添付 書類	<input type="radio"/> 印鑑登録証明書(契約者) <input type="radio"/> 印鑑登録証明書(連帯保証人) <input type="radio"/> 所得証明書(連帯保証人)(※3)	(※3)・最新の課税証明、源泉徴収票など。 ・前年の1月2日以降に現在の勤務先に採用された方は、勤務先の証明を受けた『給与支払証明書』(指定様式)を提出ください。

3. 駐車場使用契約に必要な書類<該当者のみ>

指定 様式	<input type="checkbox"/> 『伊丹鴻池住宅駐車場返還届』(※4) <input type="checkbox"/> 『伊丹鴻池住宅駐車場使用申込書』(※5) <input type="checkbox"/> 『伊丹鴻池住宅駐車場使用契約書』(2通)(※5) <input type="checkbox"/> 『駐車場使用料の口座振替に関する同意書』(※6)	(※4)死亡された元契約者が駐車場使用契約をされていた場合、返還届が必要です。 (※5)新しい契約者が駐車場使用契約を希望される場合必要です。 (※6)駐車場使用料の支払いを口座振替する場合のみ必要です。
添付 書類	<input type="radio"/> 自動車検査証(車検証)の写し	

4. 家賃等支払方法について

家賃等の支払方法については、納付書払いのほか、銀行口座からの振替払い(口座振替)が可能です。新たに口座振替を希望される場合や、すでに登録されている口座の変更が必要な場合は、登録方法や対応している銀行についてご案内させていただきますので、ご相談ください。

《お問合せ・書類提出先》
 〒664-0038 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
 伊丹市役所 都市活力部都市整備室住宅政策課
 住宅政策課 ☎ (072) 784-8069 FAX ☎ (072) 784-8070